

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

1 本件再審査請求に至る経緯

一件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日にA(以下「A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。

(2) Aは、平成〇年〇月〇日付で、厚年法の規定による老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金。以下単に「老齢厚生年金」という。)の受給権を得て、翌〇〇月分から同年金の支給を受けていた。

(3) Aは、平成〇年〇月ころから行方不明となり、民法第30条第1項の規定により、死亡したとみなされる7年間の生死不明期間の満了日を平成〇年〇月〇日とする同人に対する失踪宣告の審判が平成〇年〇月〇日に確定したことから、平成〇年〇月〇日に死亡したものとみなされた(Aが死亡したとみなされた平成〇年〇月〇日を、以下、便宜「失踪宣告死亡日」という。)

(4) 請求人は、Aの失踪宣告死亡日当時、Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、同〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条不該当のため(中略)①遺族厚生年金を受けることができる遺族

は死亡の当時その者によって生計を維持していたものとする。」という理由で、請求人に遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

(5) 請求人は、原処分を不服として、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

2 争点

厚年法の規定による老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた被保険者であった者にあつては、行方不明となつた当時。以下同じ。)において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者であるとして、生計を同じくし、かつ、年額855万円以上の収入(または655万5000円以上の所得)を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならない(以下「収入要件」という。)とされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)。したがって、本件の争点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

3 争点に関する請求人の主張

本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 上記第2の1の各事実を一件記録を併せると、次の各事実が認められる。

(1) Aは、昭和〇年〇月〇日、B、Cの四男として、〇〇〇〇〇〇町に生まれたが、同〇年〇月〇日に〇〇市出身の請求人と婚姻し、二女をもうけた。Aは、a社に勤務し、通信士として商船に乗って外国航路で働いていたため、家に戻るのは1年に1度、約3か

- 月間だった。Aの給料は、月〇〇万ないし〇〇万円であった。請求人は、下の子が保育園に入ったころから、結婚前にも手伝っていた実家の居酒屋の手伝いを再開した。
- (2) 請求人とAは、昭和〇年、〇〇市〇〇〇丁目〇番〇〇の土地を買い、A名義で家を建て、住居とした。
- (3) 昭和〇年ころ、請求人は、実家の手伝いを辞め、自分で〇〇市内に店舗を借り、居酒屋を始めた。子供は2人とも、それぞれ結婚して独立した。
- (4) Aは、平成〇年に〇〇歳で会社を定年退職し、退職金が約〇〇〇〇万円支払われた。また、Aは、同年〇月に老齢厚生年金の受給権を得たため、翌〇年〇月からAの預金口座に同年金の振込みが始まった。
- (5) Aは、定年退職後家にいたが、平成〇年〇月〇日、ちょっと仕事に出てくると言って出て行ったきり、戻らなくなったため、同月〇日、請求人は、警察署にAの家出人捜索願を出した。Aは、老齢厚生年金の振込先である預金通帳、実印、銀行印を請求人に預けていたので、Aがいなくなっても、請求人は、Aの老齢厚生年金を生活費にしていた。
- (6) 請求人は、Aの退職金を人に貸して返してもらえなかったり、自分でも高利貸しから借金して店の運転資金にしたり、保証人になったりして、多額の借金を作ったので、それを返済するため、〇〇市のa社で働くことにし、平成〇年〇月に〇〇市を離れ、〇〇市に行った。
- (7) 請求人は、〇〇市にきてから、a社の社長(B。以下「社長」という。)に1000万円を借りて、自分の借金を全額返したが、その際、〇〇市の自宅の登記済証を社長に預けた。社長からの借金は働きながら返済していたが、平成〇年にa社を辞めたときに、まだ借金の残金が900万円くらいあった。請求人は、〇〇市を離れる
- とき、Aの老齢厚生年金が振込まれる預金通帳を〇〇市に住む姪に預け、そこから金員を引き出して請求人に電信為替などで送ってもらい、請求人の借入金の返済や生活費の足しにしていたが、テレビや友人の話で、行方不明のAの年金を使っていることが問題だと知り、いつごろからか、お金を送ってもらうことはなくなった。
- (8) 請求人は、平成〇年から、型枠大工の某とアパートに同居し、自分は〇〇市内のb社で、〇〇年後の〇歳のときまで働いた。
- (9) 平成〇年ころ、それまで取り立てがあったり、催告書が送られてきていたa社の社長から、〇〇市の家を競売にかけるのと聞いて、〇〇に住む姪に「みんな任せろ」と電話で処分を依頼し、同時に住民票を姪の自宅に異動するよう頼んだ。
- (10) 請求人の平成〇年の収入は、65万円未満との申立てである。
- (11) Aの登録住所地は、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市〇〇〇-〇-〇〇から、同市〇〇〇-〇-〇〇に変更され、その後同年〇月〇日付で、実態調査により職権消除されている。
- (12) 請求人の登録住所地は、平成〇年〇月〇日付(同〇年〇月〇日届出)で、〇〇市〇〇〇〇〇〇〇-〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇号室)に変更され、その後同〇年〇月〇日付(届出)で、同市〇〇〇-〇-〇(〇〇マンション〇〇〇号室)に変更されている。
- (13) 平成〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所〇〇支部は、請求人がしたAに係る失踪宣告申立について、「上記申立人からの失踪宣告申立事件について、当裁判所は公示催告の手続をしたうえで、不在者は平成〇年〇月〇日以来〇年以上生死が分からないものと認め、次のとおり審判する。」とし、「不在者Aを失踪者とする。」と審判した。この審判は、同〇年〇月〇日に確定した。

て検討し、判断する。

- (1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い（平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知）」を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、収入要件を満たしているとき、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

- (2) 失踪宣告による死亡においては、厚年法第59条第1項により、生計維持関係を判断する「死亡の当時」は「行方不明となった当時」とされるところ、請求人は、Aは平成〇年〇月〇日から行方不明であると主張するところであるが、Dは平成〇年〇月〇日付「Aさんとの電話の応対について」と題する書面において、平成〇年〇月〇日にAから電話による音信があったことを認めているし、Aの登録住所は、平成〇年〇月〇日付で異動されており、その後同年〇月〇日付で、実態調査により職権消除されているに至っているものである。ところで、民法第30条第1項は「不在者の生死が7年間以上明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告

をすることができる。」と規定し、生死が7年間以上明らかでないとして失踪の宣告を受けた者は、その期間（7年間）が満了した時に死亡したものとみなされることになる（民法第31条）。そして、上記失踪期間（生死不明の期間）の起算日は、生死が確認できなくなった日とすべきことは上記法上の文理上明らかであり、上記の審判においても、Aの生死が明らかでないとした7年間の起算日は、平成〇年〇月〇日とされている。もとより、失踪宣告審判の確定力は、不在者がいつ死亡したものとみなされるかという点に止まり、その審判の理由、すなわち、いつから不在者として生死不明であったかという点に及ぶものではないけれども、住民票が実態調査によって職権消除された日である同年〇月〇日をもって失踪期間の起算日とした上記審判の認定判断を覆すに足る資料の提出のない本件においては、本件失踪宣告により死亡したとみなされた者による生計維持関係を問う「行方不明となった当時」は、同年〇月〇日当時とするのが相当である。

- (3) 上記(1)の認定基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のAに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。

これについて検討するに、平成〇年〇月〇日当時、請求人はすでに〇〇市で型枠大工の某と同居していたのであり、Aから音信があるとか、経済的援助があるとかの資料は何もなく、前記(1)のイに該当すると認めることはできない。

- (4) 以上によれば、請求人は、失踪宣告を受けたAの行方不明となった当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないから、原処分は妥当であるというほかなく、これを

取り消すことはできない。
よって、本件再審査請求を棄却すること
として、主文のとおり裁決する。